

## 生涯研修制度支部研修会開催費用等助成金運用内規

### (目的)

第1条 平成16年に創設された「生涯研修制度」の円滑な運用を図るため、支部における研修等の充実を図り、さらに積極的にかつ適正に研修等が実施されるよう「生涯研修制度支部研修会開催費用等助成金(以下「助成金」という。)の運用を定めたものである。

### (内容)

第2条 本内規は、支部等の申請に基づき、支部で行う研修会開催の費用等の一部を本会で助成するものである。

### (助成金)

第3条 本会で助成する金額は、各支部等につき、研修会開催一回2万円とする。一支部当り申請回数は年間3回までとする。

なお、所属ブロック等近隣の支部(以下「近隣支部」という。)会員を対象とする近隣支部合同主催の場合は、主催支部は一回3万円、それぞれ参加する支部に一支部当り一回1万円、但し一支部当り参加者5人以上の場合とし、5人未満は5千円を助成する。同様に一支部当り申請回数は年間3回までとする。

### (申請の方法)

第4条 支部は次の方法により申請するものとする。

#### (1) 単独で実施する場合の申請

ア 支部は、別紙様式1-1により、講師名及び研修内容を明記して、会長に助成金の交付を申請すること。

イ 講師との連絡調整は、原則として支部で行い、その結果に基づいて申請すること。

ウ 支部は、研修が終了した場合は、別紙様式2-1によりその結果を会長に報告すること。

エ 会長はウの報告を受けた後、助成金を支部に送付すること。

#### (2) 近隣支部会員を対象とする場合の申請

ア 主催支部は、別紙様式1-2により、主催支部名及び研修内容を明記して、会長に助成金の交付を申請すること。

イ 主催支部との連絡調整は、原則として支部で行い、その結果に基づいて申請すること。

ウ 主催支部は、研修が終了した場合は、別紙様式2-2によりその結果を会長に報告すること。

エ 会長はウの報告を受けた後、助成金を支部に送付すること。

**(講師)**

第5条 講師は、当会会員・非会員を問わないが、研修のテーマに適した人として  
こと。

**(内規の改定)**

第6条 本会事務局は必要に応じて、この生涯研修制度支部研修会開催費用等助成  
金運用内規を見直すものとする。

**附 則**

この内規は、令和6年11月1日から施行する。